

○  
題  
名

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

|                                    |             |                            |             |
|------------------------------------|-------------|----------------------------|-------------|
| 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 | 修<br>正<br>案 | 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 | 法<br>律<br>案 |
|------------------------------------|-------------|----------------------------|-------------|

| 修正案  | 改正案  | 現行法  |
|--|--|--|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十五 〔略〕</p> <p>十六 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項</p> <p><b>十七 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項</b></p> <p><b>十八 〔略〕</b></p> <p>2 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十 〔略〕</p> <p>六十一 <b>消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第 号）</b>第四<b>条及び第六条第二項に規定する事務</b></p> <p>六十二 〔略〕</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十五 〔同上〕</p> <p>十六 食品の安全性の確保<b>その他消費者の利益の擁護及び増進</b>を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>〔新設〕</p> <p><b>十七 〔同上〕</b></p> <p>2 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十 〔同上〕</p> <p>六十一 <b>消費者庁設置法（平成二十年法律第 号）</b>第四条に規定する事務</p> <p>六十二 〔同上〕</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十五 〔同上〕</p> <p>十六 食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項</p> <p>〔同上〕</p> <p>十七 〔同上〕</p> <p>2 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六十 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>六十一 〔同上〕</p> |

第十一条の二 第四条第一項第十六号及び第十七号並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(設置)

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

2| 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| [略]    | [略]             |
| 消費者委員会 | 消費者庁及び消費者委員会設置法 |

(内閣府に置かれる委員会及び庁)  
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定

第十一条の二 第四条第一項第十六号並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(設置)

第三十七条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

2| 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

|      |      |
|------|------|
| [同上] | [同上] |
| [新設] | [新設] |

(内閣府に置かれる委員会及び庁)  
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定

[新設]

(設置)

第三十七条 本府に、国民生活審議会を置く。  
2| 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

3| 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

|      |      |
|------|------|
| [同上] | [同上] |
| [同上] | [同上] |

(内閣府に置かれる委員会及び庁)  
第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定

めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 〔略〕  | 〔略〕                    |
| 消費者庁 | <b>消費者庁及び消費者委員会設置法</b> |

めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

|      |                |
|------|----------------|
| 〔略〕  | 〔略〕            |
| 消費者庁 | <b>消費者庁設置法</b> |

めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

|      |      |
|------|------|
| 〔略〕  | 〔略〕  |
| 〔新設〕 | 〔新設〕 |